



# 性能評価申請要領(耐火・避難)

制定：平成22年11月15日

ビューローベリタスジャパン株式会社

□はじめに

当社が行う防災性能の性能評価は、建築基準法令に基づき建築物の耐火性能、避難安全性能について技術評価を行うものです。

この技術評価を行うため、当社に学識経験者により構成される「防災性能評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置しています。

なお、性能評価申請にあたっては、この申請要領にしたがって十分御検討のうえ、該当項目に関する資料をご提出下さい。

## 目 次

- §1 性能評価の対象
- §2 性能評価に関する手続きのフロー
- §3 性能評価手数料
- §4 お問い合わせ
- §5 性能評価申請資料の作成要領
- §6 性能評価申請資料（報告用）の作成要領
- §7 最終版の作成要領
- §8 性能評価の業務期日の延期及び取り下げ
- §9 令第129条の2第1項、及び第129条の2の2第1項の認定に係る  
性能評価資料の内容
- §10 令第108条の3第1項第二号、及び第108条の3第4項の認定に係わる  
性能評価資料の内容

## § 1 性能評価の対象

当委員会で性能評価を行う法令の範囲は、下記の通りです。

なお、防災計画書の作成が必要な建築物につきましては、別途、防災性能評価委員会への申請が必要になります。

### ①建築基準法施行令第 108 条の 3 第 1 項第二号の認定に係わる評価（耐火性能）

本評価では、当該建築物の主要構造部が、建築基準法施行令（以下「令」と言う。）第 108 条の 3 第 1 項第一号イ及びロに掲げる性能を有することについて、当社が定めた基準に基づき評価を行います。

本評価終了後、令第 108 条の 3 第 1 項第二号の規定に基づく国土交通大臣認定を受けることにより、令第 108 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記の規定（耐火性能関係規定）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなされます。

#### 【耐火性能関係規定】

令第 112 条第 1 項	面積区画
第 5 項	11 階以上の部分の 100 m <sup>2</sup> 区画
第 6 項	内装準不燃の 11 階以上の 200 m <sup>2</sup> 区画
第 7 項	内装不燃の 11 回以上の 500 m <sup>2</sup> 区画
第 8 項	前 3 項の適用除外部分
第 9 項	竪穴区画
第 10 項	スパンドレル
第 11 項	スパンドレル部の開口部処理
第 12 項	木造の特殊建築物での用途区画
第 13 項	耐火、準耐火の特殊建築物の用途区画
第 14 項	特定防火設備、防火設備の構造
第 15 項	貫通部の不燃埋め戻し
第 16 項	風道貫通部の特定防火設備の設置
令第 114 条第 1 項	界壁
第 2 項	間仕切壁
令第 117 条第 2 項	別建築物扱い
令第 120 条第 1 項	直通階段までの歩行距離
第 2 項	歩行距離の緩和
第 4 項	歩行距離の適用除外
令第 121 条第 2 項	二以上の直通階段の緩和
令第 122 条第 1 項	避難階段の設置
令第 123 条第 1 項	避難階段の構造
第 3 項	特別避難階段の構造
令第 123 条の 2	共同住宅の住戸の面積算定等
令第 126 条の 2	排煙設備の設置
令第 128 条の 4 第 4 項	制限を受けない特殊建築物等
令第 129 条第 1 項	特殊建築物の内装
第 4 項	高さ 31m を超える特殊建築部分の内装
令第 129 条の 2 第 1 項	避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準適用
令第 129 条の 2 の 2 第 1 項	全館避難安全性能を用いた場合の適用除外
令第 129 条の 2 の 5 第 1 項	配管設備の設置及び構造
令第 129 条の 13 の 2	非常用の昇降機の設置を要しない建築物
令第 129 条の 13 の 3 第 3 項	非常用の昇降機の乗降ロビーの構造
第 4 項	非常用の昇降機の昇降路の構造
令第 145 条第 1 項第一号	道路内に建築する事ができる建築物の構造
令第 145 条第 2 項	道路内に建築する事ができる建築物の用途

## ②令第108条の3第4項の認定に係わる評価（防火区画）

本評価では、当該建築物の主要構造部である床又は壁の開口部に設けられた防火設備が、令第108条の3第4項に掲げる性能を有することについて、当社が定めた基準に基づき評価を行います。

本評価終了後、令第108条の3第1項第二号及び第4項の規定に基づく国土交通大臣認定を受けることにより、令第108条の3第4項の規定に基づき、下記の規定（防火区画等関係規定）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなされます。

### 【防火区画等関係規定】

令第112条第1項	面積区画
第5項	11階以上の部分の100㎡区画
第6項	内装準不燃の11階以上の200㎡区画
第7項	内装不燃の11階以上の500㎡区画
第8項	前3項の適用除外部分
第9項	竪穴区画
第10項	スパンドレル
第12項	木造の特殊建築物での用途区画
第13項	耐火、準耐火の特殊建築物の用途区画
第14項	特定防火設備、防火設備の構造
第16項	風道貫通部の特定防火設備の設置
令第122条第1項	避難階段の設置
令第123条第1項	避難階段の構造
第3項	特別避難階段の構造
令第126条の2	排煙設備の設置
令第129条第1項	特殊建築物の内装
第4項	高さ31mを超える特殊建築部分の内装
令第129条の2の5第1項	配管設備の設置及び構造
令第129条の13の2	非常用の昇降機の設置を要しない建築物
令第129条の13の3第3項	非常用の昇降機の乗降ロビーの構造

## ③令第129条の2第1項の認定に係わる評価（階避難）

本評価では、当該建築物が、令第129条の2第2項に掲げる階避難安全性能を有することについて、当社が定めた基準に基づき評価を行います。

本評価終了後、令第129条の2第1項の規定に基づく国土交通大臣認定を受けることにより、令第129条の2第1項の規定に基づき、以下の規定は適用されません。

令第119条	廊下の幅
令第120条	直通階段までの歩行距離
令第123条第3項第一号	特避のバルコニー及び付室の設置
第九号	屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に設ける扉の性能 (屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る)
第十一号	付室の面積
令第124条第1項第二号	物販の避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅
令第126条の2	排煙設備の設置
令第126条の3	排煙設備の構造
令第129条	内装制限(第2項(自動車車庫等の内装)、第6項(内装制限を受ける調理室等)、第7項(129条の適用除外規定)、階段にかかる部分を除く)

④令第129条の2の2第1項の認定に係わる評価（全館避難）

本評価では、令第129条の2の2第2項に掲げる全館避難安全性能を有することについて、当社が定めた基準に基づき評価を行います。

本評価終了後、令第129条の2の2第1項の規定に基づく国土交通大臣認定を受けることにより、令第129条の2の2第1項の規定に基づき、以下の規定は適用されません。

令第112条第5項	11階以上の部分の面積区画
第9項	堅穴区画
第12項	木造の特殊建築物での用途区画
第13項	耐火、準耐火の特殊建築物での用途区画
令第119条	廊下の幅
令第120条	直通階段までの歩行距離
令第123条第1項第一号	避難階段の階段室の構造
第六号	階段室への出入口扉の性能
令第123条第2項第二号	屋外階段の階段への出入口扉の性能
第3項第一号	特避のバルコニー及び付室の設置
第二号	特避のバルコニー、付室、階段室の構造
第九号	特避に設ける扉の性能(屋内→付室&付室→階段室)
第十一号	特避の付室の面積
令第124条第1項	物販の避難階段、特避の階段幅及び出口幅
令第125条第1項	避難階における歩行距離
第3項	物販の屋外への出口幅
令第126条の2	排煙設備の設置
令第126条の3	排煙設備の構造
令第129条	内装制限(第2項(自動車車庫等の内装)、第6項(内装制限を受ける調理室等)、第7項(129条の適用除外規定)、階段にかかる部分を除く)

注) 申請は、建築物単位となります。一つの建築物申請において、上記①から④の評価は、下表の組み合わせが可能です。

組み合わせ	①~④
耐火	①
耐火、開口部	①+②
耐火、開口部、階避難	①+②+③
耐火、開口部、全館避難	①+②+④
耐火、階避難	①+③
耐火、全館避難	①+④
階避難	③
全館避難	④

## § 2 性能評価手続きフロー

性能評価手続きを下記に示します。

- 事前相談
  - (1) 性能評価申請にあたっては担当事務局と事前に打ち合わせを行い、下記の事項を明確にしてください。
    - ①建築設計図書
    - ②適用を除外しようとする耐火、避難関係規定
    - ③性能評価申請部分と建築確認での審査部分との区別事前打合せにおいて、防災の他に確認及び構造に関する事項についてご相談が必要な場合は、事前打合せに同席できるように調整しますので、担当事務局へご相談下さい。
- 受付
  - (2) 性能評価申請時に以下の資料を委員会開催の1週間前までに提出してください。
    - ①性能評価申請書 …… 1部 (様式1参照)
    - ②性能評価申請資料 …… 1部  
(§5.性能評価申請資料の作成要領 参照)
    - ③チェックシート …… 1部担当事務局より、上記資料の内容の確認し、資料に不備がある場合は、委員会前日までにご訂正をお願いします。不備が委員会までに訂正されず、審査に支障をきたす場合には、受けられない場合があります。
  - (3) 委員会での評価に必要となる以下の資料を委員会前日の正午12時まで(土日祝祭日を除く)に提出してください。
    - ①性能評価申請資料 …… 8部  
(§5.性能評価申請資料の作成要領 参照)
- 手数料
  - (4) 性能評価手数料については、(2)の委員会資料提出後(受付後)、請求書を送付致しますので、性能評価終了までに所定の銀行へお振り込み下さい(手数料が振り込まれていない場合、性能評価書が交付できない場合があります)。
- 第1回委員会
  - (5) 委員会では、ヒアリングを実施して、受付の可否、部会担当委員(2名以上)、部会日程を決定します。申請者は第1回性能評価委員会にご出席いただき、案件の概要説明をお願いいたします。
  - (6) 委員会での結果を委員会翌日(土日祝祭日を除く)までにご連絡いたします。委員会翌日までに連絡がない場合には、お手数ですが事務局まで御連絡ください。
- 部会
  - (7) 受付委員会終了後、担当評価委員を決定し部会を構成します。部会では、申請者(設計者)からの資料設計及び質疑応答等により詳細な検討を行います。なお、一度の部会で検討が終了しない場合には、2回目以降の部会を設けます。

- (8) 部会終了後、部会での質疑応答をまとめた追加資料をご提出下さい。
- (9) 部会終了後、以下の資料をご提出ください。提出期限は委員会前日の正午 12 時です。(土日祝祭日を除きます)
- ・性能評価資料(報告用) … 8部 (§6 性能評価資料(報告用)の作成要領 参照)
- 第2回委員会
- (10) 委員会では、原則担当委員より性能評価資料(報告用)に基づき報告を行います。(申請者のご出席は原則必要ありません)  
担当委員の報告をもとに検討を行い、委員会で「適合する」「追加検討を条件に適合する」「保留」の判定を行います。
- 結果報告
- (11) 委員会での結果を、翌日 FAX にてご連絡いたします。委員会翌日までに FAX が届かない場合には、お手数ですが事務局までご連絡ください。
- 性能評価書の交付
- (12) 委員会において「適合する」と判定された案件につきましては、委員会等の訂正指示を反映した性能評価資料「最終版」 (§7 最終版の作成要領参照) を2部作成していただきます。
- (13) 委員会において「追加検討を条件に適合する」と判定されたものにつきましては、追加検討資料を作成していただき、事務局へ提出していただきます。担当評価委員の確認を受けた後、結果をご連絡いたします。なお、最終版につきましては、追加検討資料の確認が終了した後  
に作成してください。
- (14) 委員会において「適合する」「追加検討を条件に適合する」と判定された案件につきましては、性能評価書に添付する資料及び建物概要(様式4参照)をご提出いただきますようお願いいたします。建物概要のフォーマットは委員会後に電子データでもお配りさせていただきます。性能評価書が出来上がり次第メールにてご連絡いたします。なお、性能評価書交付時には、「最終版」をご持参してください。1部は、当社にて保管させていただきます。残りの1部は押印の上、ご返却いたします。  
性能評価書の交付は、原則的に上記メールの連絡文書との引き換えになりますので必ずご持参ください。また郵送を希望の場合には、その旨を事務局まで御連絡ください。
- (15) 委員会において「保留」と判定された案件につきましては、次回の委員会までに再度部会を開催し、再検討を行います。その後、次回の委員会に再度報告となります。
- (16) 委員会及び部会における検討の段階で、性能評価基準に適合していると判断することが困難で、かつ業務期日までに審査を終了する見込みがない場合は、審査作業を打ち切り、性能評価を行わない旨の通知書

- (17) 性能評価書の交付後、国土交通省に大臣認定の申請をしていただくこととなります。申請方法につきましては、「性能評価の国土交通大臣認定申請の手続きについて」(当社ホームページ)をご参照下さい。なお、当社では、認定申請のお手伝いを実施しております。認定申請代行の費用は無料ですが、認定申請料の収入印紙(2万円)はご用意ください。大臣認定の申請から認定書の受渡しまでの目安期間は、約2ヶ月となりますので、予めご了承下さい。詳細は、事務局にお問い合わせ下さい。



### § 3 性能評価手数料

性能評価手数料は、建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 3 項第四号の規定により定められております。性能評価の対象となる部分の床面積の合計を認定種別ごと（①～④）に、事前に算定してください。

なお、申請建築物に該当する性能評価（下表①～④）が複数になる場合、その合計金額が手数料となります。

ご請求は、防災性能評価委員会での受付終了後、請求書を送付いたしますので、所定の金融機関へ指定期日までにお振込みください。振込みが確認されない場合は、性能評価書の発行ができませんので御注意下さい。

防災性能評価委員会の対象となる性能評価 手数料一覧表

No.	(い)	(ろ)	
①	令第 108 条の 3 第 1 項第二号の認定に係わる評価	床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥300,000
		床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥450,000
		床面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥600,000
		床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥800,000
		床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	¥1,000,000
②	令第 108 条の 3 第 4 項の認定に係わる評価	床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥250,000
		床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥400,000
		床面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥550,000
		床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥700,000
		床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	¥850,000
③	令第 129 条の 2 第 1 項の認定に係わる評価	床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥350,000
		床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥500,000
		床面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥700,000
		床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥900,000
		床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	¥1,100,000
④	令第 129 条の 2 の 2 第 1 項の認定に係わる評価	床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥350,000
		床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥500,000
		床面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥700,000
		床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	¥900,000
		床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	¥1,100,000

建築基準法施行規則 別表第三（第 11 条の 2 の 3 関係）より抜粋

## §4 お問い合わせ

以下の内容についてご不明な点等がございましたらお問い合わせ先までお願いいたします。また②～③はインターネットホームページ上でも公開しておりますのでご参照下さい。

- ① 本要領に関して
- ② 防災性能評価に関する事項
- ③ 防災性能評価委員会開催日
- ④ 部会での指摘に対する疑問及び相談
- ⑤ その他

また、資料の作成状況と委員会のスケジュールとの調整において日程が非常に厳しい場合については、早い段階で担当事務局へご相談下さい。

### ■お問い合わせ先

ビューローベリタスジャパン株式会社

神奈川県横浜市中区山下町1番地

TEL : 045-664-3831

FAX : 045-664-2017

URL : <http://www.bvjc.com/CTC-Business/HRSA-BCA/>

## § 5 性能評価申請資料の作成要領

■申請時には、以下の体裁で性能評価資料を作成してください。

- A4 サイズ（又は A3 サイズ）表紙には、件名、申請年月、建築主名、設計者名（会社名）を明記してください。

■性能評価資料の内容は、以下の事項を含むものとしてください。

- 1) 建築計画の概要を記載した図書
- 2) 設備計画の概要を記載した図書
- 3) 評価項目一覧表
  - ①建築基準法施行令第 108 条の 3 第 1 項第二号の認定に係わる評価項目一覧表
  - ②建築基準法施行令第 108 条の 3 第 4 項の認定に係わる評価項目一覧表
  - ③建築基準法施行令第 129 条の 2 第 1 項の認定に係わる評価項目一覧表
  - ④建築基準法施行令第 129 条の 2 の 2 第 1 項の認定に係わる評価項目一覧表
- 4) 避難安全検証に必要な図面
  - ①避難安全性能に関わる計画の概要を記載した図書
  - ②避難安全性を検証するための計算書（計算結果の一覧及び詳細計算書等）
  - ③その他避難安全性能を評価するために必要な事項を記載した図書（§ 9 参照）
- 5) 耐火性能検証に必要な図面
  - ①耐火性能に係る計画の概要を記載した図書
  - ②耐火性能を検証するための計算書（計算結果の一覧及び詳細計算書等）、試験成績書
  - ③その他耐火性能を評価するために必要な事項を記載した図書（§ 10 参照）
- 6) 建築設計図書（平面図、立面図、断面図及び建築物の各部分の詳細図、室内仕上表）
- 7) その他、計画の変更等が見込まれる場合にあっては、それらの必要図書

注) 3) 評価項目一覧表は、該当する認定のものだけで結構です。また、様式 5～8 を参照してください。1)、5) はそれぞれ該当する認定のものだけで結構です。

■委員会（受付及び報告）にご提出をお願いする資料は、以下の通りです。

- ①受付委員会（第 1 回委員会） 1)から 7)まで  
ダイジェスト版（詳細計算書、試験成績書等を除く資料） 8 部  
完成版（性能評価資料の中で必要とする全ての資料） 2 部
- ②部会 指摘事項回答書  
追加検討資料  
変更前後の対比図
- ③報告委員会（第 2 回委員会） 1)から 7)まで及び②部会資料  
完成版（性能評価資料の中で必要とする全ての資料） 8 部

## § 6 性能評価資料（報告用）の作成要領

委員会報告用の資料は、以下の通りとりまとめてください。

体裁：A3 版

表紙：ビニールクロスとしてください。

件名、評価年月、建築主名、設計者名（会社名）を明記してください。

資料内容：

- 1) 目次の前に「指摘事項回答書」を添付してください。
- 2) 部会での指摘事項に従い訂正した最終形の性能評価申請資料を添付してください。

## § 7 最終版の作成要領

最終版は、以下の様式で作成してください。

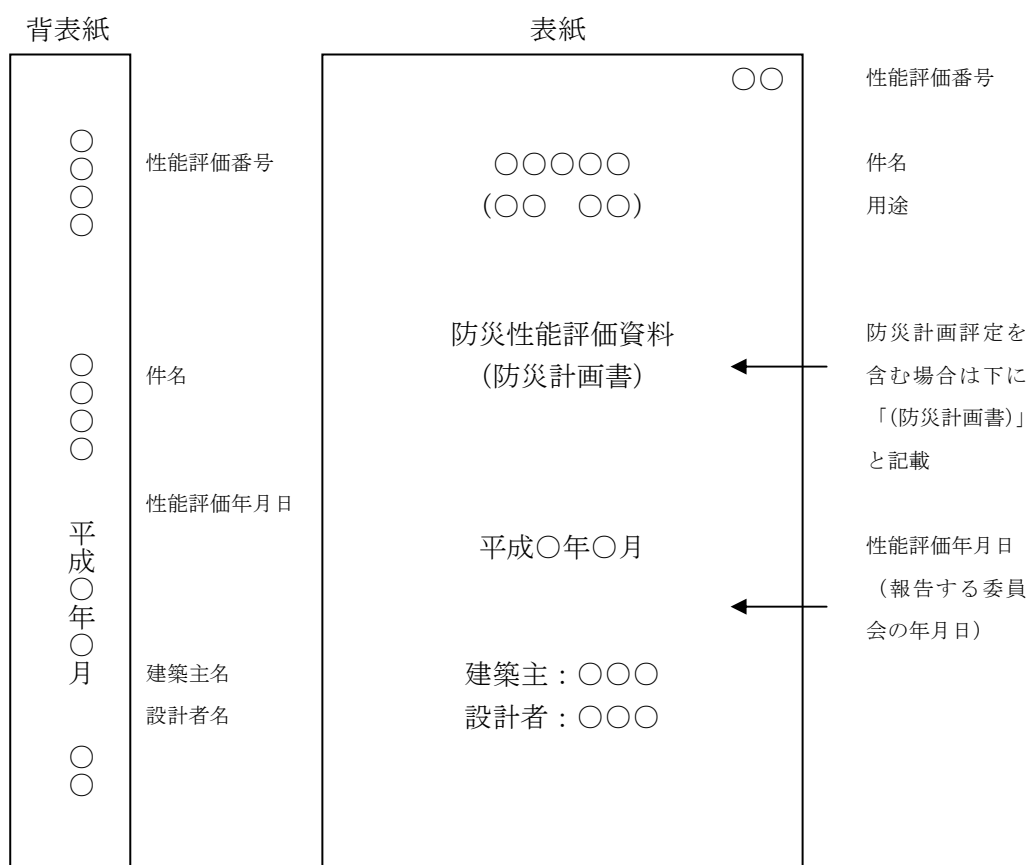
部 数：2部

大きさ：A4版

体裁：製本（見開き）とし、差し替えのきかないものとしてください。

表紙：やや厚手の紙としてください。色は自由です。性能評価番号、件名、用途、性能評価年月日、建築主名及び設計社名を明記してください。なお、表紙及び背表紙の文字は、直接紙に印刷してください。（シール等の貼付は不可）また、表紙の裏には、何も記載のない見返しをつけてください。（当社の最終版確認印捺印用です）

内容：部会・委員会の指摘事項にしたがって修正した性能評価資料の最終形のものとしてください。なお、目次の前に「指摘事項回答書」を添付してください。



## § 8 性能評価の業務期日の延期及び取り下げ

申請者側の都合により業務期日の延期の希望がある場合は延期する期日、延期の理由を記した「業務期日延期依頼書」を提出してください。(様式 8 参照)

また、申請者側の都合により審査の途中で申請の取り下げを希望する場合は「取り下げ届」を提出してください。(様式 9 参照)

## §9 令第129条の2第1項、及び第129条の2の2第1項の認定に係る性能評価資料の内容（避難安全検証）

下記の記載事項は、性能評価での審査内容の対象となるものです。ご参考の上、評価資料を作成ください。なお、資料作成について、留意事項をご確認ください。

### ■資料作成の留意事項

- ①設計・検討方針を明確に記載の上、結果に対する申請者の判断を明記してください。
- ②検討の際に、採用した式、規準等は、出典を明記してください。
- ③資料の図などは、凡例、説明を入れてください。
- ④資料全てにページを入れてください。

### □委員会資料（参考）

#### 1 建築物の概要

- 1.1 建築概要 ※パースを添付願います。
- 1.2 付近案内図
- 1.3 建築計画概要
- 1.4 設備計画概要

#### 2 防災計画基本方針

- 2.1 防災計画上の特徴
- 2.2 敷地と道路
- 2.3 避難階の位置
- 2.4 防火区画・防煙区画
- 2.5 安全区画
- 2.6 各階区画図
- 2.7 防災設備の概要
- 2.8 防災設備機器一覧表
- 2.9 内装計画
- 2.10 特記事項

#### 3 火災発見、通報及び避難誘導

- 3.1 自動火災報知設備
- 3.2 非常電話
- 3.3 消防機関への通報設備
- 3.4 非常放送設備
- 3.5 非常用の照明装置及び避難誘導灯
- 3.6 避難指令の方法

#### 4 避難計画

- 4.1 避難計画の概要
- 4.2 基準階の避難計画
- 4.3 特殊階の避難計画

## 5 排煙及び消防活動

- 5.1 排煙設備の概要
- 5.2 排煙系統説明図
- 5.3 排煙口位置図
- 5.4 非常用進入口位置図
- 5.5 非常用エレベーター
- 5.6 屋内消火栓設備
- 5.7 各種消火設備その他

## 6 管理・運営

- 6.1 中央管理室
- 6.2 各設備の作業シーケンス
- 6.3 維持管理の形態
- 6.4 維持管理の方法

## 7 付図

- 7.1 各階平面図
- 7.2 立面図
- 7.3 断面図
- 7.4 矩形図

## ※ 避難安全設計計算書（別冊）

告示第 1441 号、1442 号による計算部分

- 1 避難時間
- 2 煙等降下時間の算定
- 3 判定結果



## § 10 令第 108 条の 3 第 1 項第二号、及び第 108 条の 3 第 4 項の認定に係わる性能評価資料の内容（耐火性能検証）

下記の記載事項は、性能評価での審査内容の対象となるものです。ご参考の上、評価資料を作成ください。なお、資料作成について、留意事項をご確認ください。

### ■資料作成の留意事項

- ①設計・検討方針を明確に記載の上、結果に対する申請者の判断を明記してください。
- ②検討の際に、採用した式、規準等は、出典を明記してください。
- ③資料の図などは、凡例、説明を入れてください。
- ④資料全てにページを入れてください。

### □委員会資料（参考）

#### 1 建築物の概要

- 1.1 建築概要 ※パースを添付願います。
- 1.2 付近案内図
- 1.3 建築計画概要
- 1.4 構造計画概要
- 1.5 設備計画概要
- 1.6 内装計画
- 1.7 防火・防煙区画

#### 2 耐火設計概要

- 2.1 耐火設計方針
- 2.2 評価対象の耐火検証方法一覧
- 2.3 耐火仕様一覧（区画図、軸組図）

#### 3 火災性状の設定

- 3.1 火災室の設定
- 3.2 屋内火災性状の設定
- 3.3 屋外火災性状の設定

#### 4 耐火性能検証

- 4.1 各部の耐火性能検証（高度な検証方法に基づく主要構造部の耐火性能検証）
- 4.2 各部の耐火性能検証（告示第 1433 号に基づく主要構造部の耐火性能検証）
- 4.3 耐火性能検証結果のまとめ

#### 5 付図

- 5.1 各階平面図
- 5.2 立面図
- 5.3 断面図
- 5.4 矩形図
- 5.5 構造図

### ※ 耐火設計計算書（別冊）

告示第 1433 号による計算部分

- 1 屋内火災継続時間の算定
- 2 屋内火災保有耐火時間の算定
- 3 屋外火災保有耐火時間の算定
- 4 梁、床、壁の作用荷重の算定